

農林水産事務所(農村整備部)及び農林事務所(農村整備部)所管事業に 使用する積算基準類の適用について

1 適用積算基準

- (1) 令和7年度 土地改良工事積算基準 (土木工事)
- (2) 令和7年度 土地改良工事積算基準 (調査・測量・設計)
- (3) 令和7年度 土地改良工事積算基準 (施設機械)
- (4) 令和7年度 土地改良工事積算基準 (機械経費)
- (5) 令和7年度 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領
- (6) 土地改良工事積算基準【運用編】 (令和7年10月1日以降適用版)

※その他の基準類等の適用については、「(5) 土地改良工事積算基準【運用編】」に記載しています。

2 公表について

令和7年10月1日より、「土地改良工事積算基準【運用編】」を農村整備課ホームページで公表しています。

公表用ホームページURL :

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/104/319954.html>

なお、ホームページでの公表に合わせ、山口県農林水産部農村整備課及び各農林(水産)事務所での運用編の閲覧及び貸出は行いませんのでご注意ください。